

平成28年度 第1回豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会会議録

- 日 時 平成28年10月17日（月） 午後1時00分～2時30分
- 場 所 市役所 南庁舎7階 73委員会室
- 出席者
 - ・出席委員 8名
 - 山崎 丈夫 (学識経験者 愛知学泉大学 客員研究員) ※会長
 - 田端 稔 (豊田商工会議所 副会頭) ※副会長
 - 石川 尚人 (あいち豊田農業協同組合 常務理事)
 - 尾原 洋子 (豊田市ファミリー・サービス・クラブ 会計)
 - 鈴木 富久 (豊田市区長会 理事)
 - 鳥居 忠雄 (豊田市ボランティア連絡協議会 書記)
 - 福永 孝夫 (市民代表 公募委員)
 - 松本 章 (豊田青年会議所 理事長)
 - ・事務局
 - 須藤 寿也 (総務部長)
 - 藤本 聰 (総務部副部長)
 - 太田 鍊治 (議会事務局局長)
 - 伊藤 勝介 (議会事務局副局長)
 - 広瀬 誠 (議会事務局担当長)
 - 藤野 晃浩 (議会事務局担当長)
 - 後藤 哲也 (人事課長)
 - 熊谷 明典 (人事課副主幹)
 - 武藤 克也 (人事課担当長)
 - 岡本 拓也 (人事課主事)
- 傍聴人 0人

【議 事 錄】

- ◎委嘱状の交付
- ◎副市長あいさつ
- ◎正副会長選出－委員の互選により、会長に山崎丈夫氏、副会長に田端稔氏を選出
- ◎会長あいさつ
- ◎諮問

◎議事

1 会議の傍聴及び会議録の公開について

(会長) 会議の傍聴及び会議録の公開について協議、決定をしたい。事務局より説明してもらいたい。

(事務局)

[説明要旨]

- ・開かれた市政を推進するために、市では「審議会等の設置及び運営に関する指針」を平成14年1月に制定している。
- ・この指針では、審議会等の会議録は原則公開することとしており、審議会等の傍聴、会議録の公開に関する公開の方法等を細部において規定している。
- ・会議録の公開に当たっては、発言者は単に委員と表示し、議事進行上の発言は会長又は副会長と表記する。
- ・会議録は審議会で確認し、承認の上、公開する。

(会長) 事務局説明に対し、意見、質問があればお願ひしたい。

—— 特になし ——

(会長) 意見、質問もないようなので、会議の公開については承認いただきたい。また、傍聴人に対し、審議内容の外部公表に際しては、委員個人名を出すことを禁止したいと思うがいかがか。

—— 委員全員異議なし ——

2 諒問の補足説明について

(会長) 諒問の補足説明を事務局からお願ひしたい。

(事務局)

[説明要旨]

- ・平成26年度に開催した前回の審議会では、引き続き厳しい社会情勢の中、人事院勧告の取扱いを中心に議論いただいた。
- ・特別職の給料は、一般職の給料が引上げ改定という状況ではあったが、同規模自治体の水準比較も行った上で、据置きの答申をいただいた。
- ・議長・副議長・議員の報酬については、議員の広範な情報収集活動や政策提言

などによる職責の重要度が増加していることを踏まえ、同規模自治体の水準比較も行った上で、議長・副議長は据置きの答申、議員は8,000円増額の答申をいただいた。

- ・政務活動費については、現行の使途基準及び金額が適正であるとし、据置きの答申をいただいた。
- ・国家公務員には、ストライキといった労働基本権がない代わりに、適正な給与を確保する機能として人事院勧告というものがある。
- ・当審議会は、隔年開催となっているため、毎回、開催年度及び前年度の2年間の人事院勧告の内容を参考としている。
- ・ここ2年間の人事院勧告は、公務員給与が民間給与を下回っているため、若年層に重点をおいた給料表の引上げが勧告された。
- ・ただ、今回の審議会については、平成26年度に勧告された「給与制度の総合的見直し」により、本市一般職及び国の特別職についても、平成30年度から給料が引下げになるため、この点も考慮した審議をお願いしたい。
- ・本市の税財政における外的環境は、法人市民税の一部国税化など、従来以上に厳しさを増している。
- ・平成29年度の当初予算においても、行財政改革の推進、施策の選択と集中により、引き続き無駄を排除した予算編成に取り組んでいく方針である。
- ・委員の皆さんには、いろいろな角度から現状を判断していただき、慎重なる審議をお願いしたい。

(会長) 引き続き、事務局から資料について説明をお願いしたい。

3 資料の説明について

(事務局)

[説明要旨]

- (1) 附属機関条例の規定内容説明
- (2) 特別職職員給与条例、報酬及び費用弁償に関する条例、政務活動費条例の規定内容説明
- (3) 特別職(市長、副市長、教育長、事業管理者、常勤の監査)、市議会議員(議長、副議長、議員)、本市一般職の改定状況
 - ・特別職の給料及び議員報酬は、人事院勧告の内容を参考として改定している。
 - ・特別職の給料は、平成26年度に開催された前回の審議会では、本市特別職の給料が他の中核市と比較して中位以上に位置していることや税制改正等による歳入減など本市を取り巻く状況が引き続き厳しい状況が見込まれたことから、据置きとされた。

- ・議員報酬については、前回の審議会では、人口規模類似の中核市との均衡を図るため、8千円の引き上げを実施した。
- ・本市一般職については、平成26年人事院勧告に準じ、平成27年度以降の給与制度の抜本的な見直しがされ、給料表を平均2%引き下げた。
- ・特別職の給料等の参考指標の一つである事務次官など国の指定職の給料については、一般職同様平成27年度に2%の給料表の引下げを実施している。

(4) 国の特別職報酬等（大臣、国会議員）の改定状況

- ・国の特別職の報酬等は、人事院勧告における事務次官など指定職の給料の改定率に準じて改定され、平成27年度に約2%の引下げ改定があった。

(5) 中核市の特別職給料の月額及び年収による順位

- ・月額では、市長は中核市の平均より約42,000円、副市長は約59,000円、教育長は約13,000円高い水準にあり、順位はどの職も中位以上にある。
- ・年収には、地域手当や期末手当も含んでいるが、本市は民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給される地域手当の支給率が高いため、市長については中核市の中で最上位、副市長は2番目に高い水準となっている。

(6) 中核市の特別職給料改定状況

- ・平成25年4月から平成28年4月までの間に4市が引上げ、3市が引下げ改定を実施しているが、本市を含め多くの市が据え置いている。

(7) 愛知県内各市の特別職給料の月額及び年収による順位

- ・市長を始め全ての職で上位にあるが、市の規模、中核市か否かで行政課題が異なり、職務・職責も違いがあるため、単純な比較は難しい。

(8) 愛知県内各市の特別職給料改定状況

- ・25年4月から28年4月までの間に12市が引上げ、1市が引下げ改定を実施している。

(9) 中核市の市議会議員報酬の月額及び年収による順位

- ・月額では、議長は中核市の平均より約32,000円、副議長は約30,000円、議員は約16,000円高い水準にあり、順位はどの職も中位以上にある。年収も同様である。

(10) 中核市の市議会議員報酬改定状況

- ・平成25年4月から平成28年4月までの間に、本市を含め6市が引上げ、2市が引下げ改定を実施しているが、多くの市が据え置いている。

(11) 愛知県内各市の市議会議員報酬の月額及び年収による順位

- ・議長、副議長、議員いずれも月額、年収ともに県内最高位にある。

(12) 愛知県内各市の市議会議員報酬改定状況

- ・平成25年4月から平成28年4月までの間に、本市を含め17市が引上げ改定を実施している。

(13) 特別職等給料報酬支給比率

- ・市長を100とした場合の各職の支給比率である。
- ・市長等特別職の支給比率は過去から大きな変動はない。
- ・議長、副議長、議員については、他の中核市とのバランス等を勘案して少しづつ比率が上昇している。

(14) 中核市の政務活動費の状況

- ・本市は1人当たり年額53万円で、中核市の中では2番目に低い金額であり、中核市平均が約110万円であることからも非常に低い額となっている。
- ・本市では他市に比べ、使途基準を限定していることがその要因である。
- ・他市では、多額な経費が必要となる人件費、備品購入費、事務所開設費などを対象経費として認めていたため、額も多くなっている。

(15) 愛知県内各市の政務活動費の状況

- ・豊橋市が108万円、岡崎市、一宮市が60万円となっている。
- ・県内各市では、調査研究費と広報費、要請・陳情活動費に限定しているところが多い状況である。

(16) 平成27年度政務活動費使途別支出状況（会派別）

- ・各会派とも支出の割合が高いのは調査研究費であり、全体で約50%となっている。この調査研究費は、政策形成能力の向上のための情報収集、研究を目的とした先進都市への視察等に要する経費である。

(17) 豊田市市税の推移（一般会計）

- ・平成21年度に前年度から大きく下がり、それ以降、低い水準のまま推移してきたが、平成26年度からは回復に転じている。
- ・しかしながら、法人市民税の一部国税化など、国の制度変更等に伴う歳入への影響が拡大することが懸念される状況にある。

(18) 中核市・愛知県内各市の平成27年度決算状況（普通会計）

- ・本市の社会資本整備などに充てる投資的経費の歳出に占める割合は依然として高い水準となっている。

(会長) ただ今の諮問の補足説明と資料説明について、質問等があればお願ひしたい。

(委員) 特別職として掲げられている事業管理者とは、どのような職か。

(事務局) 上水道及び下水道事業を管理する職である。

(委 員) 投資的経費とは、どのような経費か。

(事務局) 主には、道路や建物の建設などの公共事業に必要な経費が投資的経費にあたる。

(委 員) 特別職の年収の算出方法を教えていただきたい。

(事務局) 特別職は、基本となる給料月額の他に、地域手当がある。この地域手当は、給料月額の16%の額である。この他に、期末手当があり、支給月数は3・15月である。年収を月数で表すと、給料月額及び地域手当月額の15・15月分と考えていただければよい。

(委 員) 事務局の説明を聞いていると、特別職の年収が中核市で一番高いから給料月額を増額する要素がないと聞こえるが、いかがか。

(事務局) 給料月額では中核市の平均より上位程度であるが、民間賃金水準の高い地域に支給される地域手当を含めると、本市は最上位の16%という支給地域のため、1位となるという現状を説明させていただいたまでである。

(委 員) 給料月額の改定の議論にあたっては、人口で比較するのではなく、製造品出荷額等の視点も必要では。

(事務局) 審議に当たり、必要な資料については、今後の審議会で示させていただく。

(委 員) 本市の政務活動費は非常に低い水準となっている。本市の市議会議員は、この額で十分な活動ができているのか。

(事務局) 自治体により使途基準が異なるため、額が多い、少ないということではなく、与えられた範囲の中で議員活動に必要な費用を執行していると捉えていただきたい。

(委 員) 他市では人件費や備品の購入費用を政務活動費の対象としているところもあるが、本市の市議会議員はこれらに要する費用が発生した場合は、自分で賄っているということか。

(事務局) そういうことになろうかと思われる。

(委 員) 政務活動費の使途基準の拡大について、市議会議員の要望はあるか。

(事務局) 他市の政務活動費について調査、検討している状況であり、現時点では組織としての要望はない。

(委 員) 政務活動費の執行状況を見ると、全額執行していないようである。議員活動をしていないということか。

(事務局) 政務活動費を執行できる範囲以外の活動もある。執行残があることをもって、議員活動が不十分であるとは言えない。

(委 員) 政務活動費の執行残があるのであれば、政務活動費が必要ないという見方もできる。市議会議員には、先進市視察を通して情報収集を行い、政策提言につなげるなど重要な職責があり、政務活動費の増額を審議するに値する積極的な活動を期待したい。

(会 長) 質問、意見も出尽くしたようなので、本日の審議はこれで終わりとする。

<審議終了>